

日 薬 業 発 第 387 号  
令 和 4 年 1 月 17 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会  
副 会 長 森 昌 平

集団指導にかかる e ラーニングの試行運用について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省保険局医療課医療指導監査室より、別添のとおり地方厚生（支）局医療課に宛て事務連絡が発出されましたのでお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に鑑み、保険薬局等又は保険薬剤師等を一定の場所に集めて行う従来の講習方式のほか、e ラーニングによる集団指導の実施を可能とし、本年度については試行的実施を行うとのことです。

今回の試行的実施の状況を踏まえ、令和4年度以降、本格実施を予定しているとのことです。貴会関係者へご周知くださいますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡  
令和3年12月27日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課  
医療指導監査室

### 集団指導にかかるeラーニングの試行運用について

令和3年度における集団指導につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に鑑み、保険医療機関若しくは保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）又は保険医若しくは保険薬剤師（以下「保険医等」という。）を一定の場所に集めて行う従来の講習方式のほか、昨年度に引き続き資料配付、動画配信をもって実施に代えることも可能としているところです。

今般、上記方法に加え、eラーニングによる集団指導の実施を可能とし、令和3年度については、下記により試行的実施をすることとしたので連絡します。

#### 記

#### 1 試行運用期間

令和4年2月1日（予定）から令和4年3月4日まで

#### 2 試行期間における運用の実施及び実施通知について

eラーニングによる集団指導については、今年度における新規指定時及び更新時の各集団指導（以下「集団指導」という。）対象である保険医療機関等に対して実施することとする。

##### (1) eラーニングによる集団指導の実施通知について

集団指導の実施通知については、平成12年5月31日付け事務連絡「『保険医療機関等及び保険医等の指導及び監査について』の取扱いについて」により1ヶ月前を目途に通知することとしているところですが、eラーニングによる集団指導を実施する場合も、従来の方式による集団指導と同様、指導実施日を設定することになります。ただし、保険医療機関等における利便を考慮し、指導実施日の前1ヶ月（30日）間の視聴可能期間を設けること

とします。

(2) eラーニングによる集団指導を実施した場合の出席について

eラーニングによる集団指導を実施する場合、対象保険医療機関等毎にID及びパスワードを払い出し、当該実施通知にこれを記載する。対象保険医療機関等はID及びパスワードを使用して視聴を行った上で、受講を終了することにより、今年度の集団指導が出席となります。

なお、ID及びパスワードは地方厚生（支）局毎に払い出します。

(実施例)

指導実施日：令和4年3月1日（火）

実施通知送付日：令和4年2月1日（火）

視聴可能期間：本日（実施通知到達日）から令和4年3月1日（火）まで

3 実施にあたっての留意事項

eラーニングによる集団指導の実施については日本医師会、日本歯科医師会及び日本薬剤師会と協議済みですが、実施に当たっては、地域の実状を考慮することとしております。貴局におかれましても、関係団体と事前に協議を行い、合意を得た上で実施していただくと共に、併せて、下記4（1）共通のID及びパスワードを使用した運用についても保険医療機関等への周知を依頼していただきますようお願いいたします。

4 その他

(1) 集団指導対象以外の保険医療機関等に対する模擬視聴の実施について

2（1）とは別に広く使用可能なID及びパスワードを地方厚生（支）局ホームページ上に掲載し、集団指導対象以外の保険医療機関等もeラーニングによる集団指導の模擬視聴を可能とします。

○ 掲載期間：令和4年2月1日（火）～令和4年3月4日（金）

(2) 今回の試行的実施の状況を踏まえ、令和4年度以降、本格実施を予定しており、詳細については別途連絡することとします。